



(土砂災害：北海道土砂災害警戒情報システム)

北海道土砂災害警戒情報システムによると、羊蹄山の裾野に位置する社地区と川崎地区の南部の沢沿いの箇所です砂災害警戒区域に指定されている箇所があり、大雨の際には土砂が発生する恐れがある。

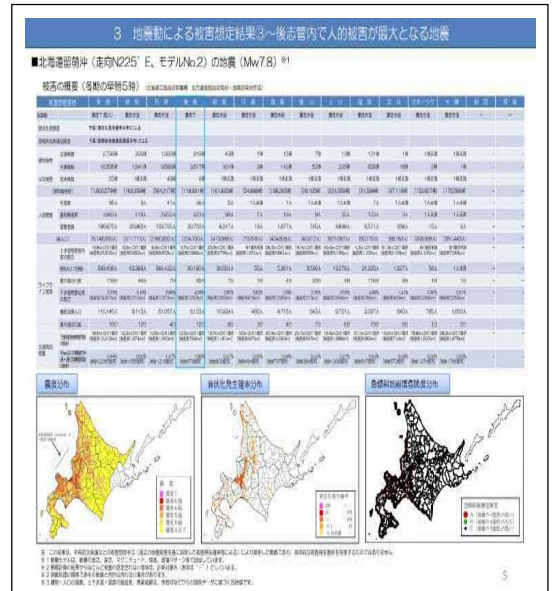
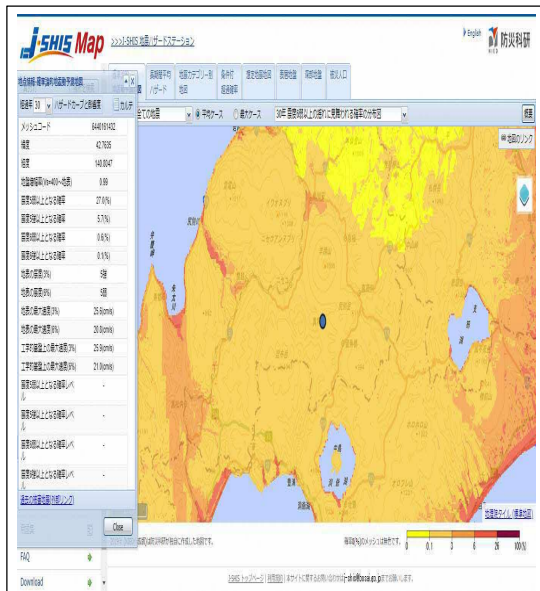
- ・土砂災害特別警戒区域：3カ所  
(社地区2、川崎地区1)
- ・土砂災害警戒区域：2カ所  
(社地区1、川崎地区1)



(出典：北海道土砂災害警戒情報システム)

(地震：地震被害想定調査結果報告書)

平成28年度地震被害想定調査結果報告書(北海道平成30年2月公表)において、留萌沖の地震により震度6弱と最も大きくなると予想されているが、発生確率は0.6%程度と低い。しかしながら、一昨年9月の胆振東部地震では北海道全域にわたりブラックアウトとなり、電力が復旧するまでの間、商品の廃棄ロスや物流が途絶えた影響により、売上が減少した小規模事業者もあった。



(出典：地震ハザードステーション/地震被害想定調査結果報告書)

(その他災害)

全国的なことではあるが、台風の発生・通過回数の増加により、暴風による災害も頻発しているとともに、本村は全国有数の豪雪地帯であり、冬期間は暴風雪による交通障害が発生する可能性が高くなる。

上記のとおり、当村は比較的災害リスクは低いといえるが、近年全国各地で発生している水害や土砂災害、地震災害等、「いつ・どこで・どのような」災害が発生するかといった予測を超えるものが多くなっているため、これまでの経験してきた災害以上の対策が急務となっている。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 82人 (独自データ)
- ・小規模事業者数 78人 (独自データ)

【内 訳】

業 種	商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)	
商工業者	製 造 業	2	2	村内に広く分散している
	建 設 業	9	9	〃
	小 卸 売 業	21	18	〃
	飲 食 店	27	27	〃
	宿 泊 業	23	22	〃
サ ー ビ ス 業	23	22	〃	
そ の 他				
計	82	78		

(3) これまでの取組

1) 当村の取組

項 目	年 月	備 考
真狩村防災会議条例	S37.12	
真狩村地域防災計画	H05.03	H31.3改訂
真狩村防災講習会	R01.10	真狩村社会福祉協議会と共催
防災備品の備蓄	-	非常食：1,400食 毛布：410枚／マット：170枚 発電機（可搬型）：12台 蓄電池：1台／保安灯：50台 等

2) 当会の取組

項 目	年 月	備 考
BCP策定支援マニュアルの配布	H28.05	資料配布 80部
大規模災害対策マニュアルの検討	H30.10	職員協議会にて調査・研究
損害保険制度の周知	随 時	チラシ配布 80部

## 2 課題

- ・地域防災計画で定めた緊急時の取組が漫然としており、協力体制について具体的な体制や基準、マニュアルが整備されていない。
- ・実施体制の構築が必要となるが、推進するノウハウをもった人材が十分にいない。
- ・支援計画を作成する上で、職員間での情報共有や訓練、教育が行われていない。

## 3 目標

- ・地域内小規模事業者に対し、災害リスクの周知を図り、事業継続力強化計画作成の必要性を理解いただく。
- ・発災時における連絡体制を円滑にするため、当商工会と真狩村と被害状況報告等情報共有のあり方を構築する。
- ・発災後速やかに復興復旧支援が行えるよう、組織内体制や真狩村、他関係機関との連携体制を構築する。

### ○ 成果目標

業 種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自データ)	策定目標（事業継続力強化計画）				
			R2	R3	R4	R5	R6
製 造 業	2	2	0	1	0	1	0
建 設 業	9	9	1	0	1	0	1
小 売 業	21	18	1	1	1	1	1
卸 売 業							
飲 食 店	27	27	1	1	1	1	1
宿 泊 業							
サ ー ビ ス 業	23	22	1	1	1	1	1
そ の 他							
計	82	78	4	4	4	4	4

※ 策定目標は、当会人員体制を考慮した上で、概ね4期（20年）を目途に、地域の全小規模事業者が計画を策定するよう設定する。

### ○ 実施目標

項 目	目 的	目 標	
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させる	セミナー開催	年1回
協力体制マニュアルの整備	当会と真狩村との間に発災時における連絡を円滑に行うマニュアルの整備	協議会開催	年数回
連携体制の推進	組織内や真狩村等関係機関と発災後速やかに復興支援策が行える体制構築	協議会開催	年1回
保険・共済に対する助言	保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員の育成	勉強会開催 巡回支援（保険会社と共同）	随 時 延 10 件

## 4 その他

- ・経営発達支援計画評価委員会に併せて事業継続力強化支援計画評価委員会を開催し、自然災害状況や環境変化に伴う計画の検証、見直しを行う。
- ・計画変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課並びに関係機関へ報告する。

継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と真狩村の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

真 狩 村	真狩村商工会
防災関連の情報提供	セミナー等の開催
事業継続力強化支援計画策定に係る助言・指導	事業継続力強化計画の策定支援並びにフォローアップ
災 害 リ ス ク の 周 知	
関 係 団 体 と の 連 携	
防 災 訓 練 の 実 施	
応急時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対応

- ・ 事業継続力強化支援計画を真狩村と共同作成することにより、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

ア. 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回訪問時や窓口相談時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・ 真狩村広報や当会ホームページ、各種会合等において、本計画を公表するほか、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要等について説明する。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策、損害保険の紹介等を実施する。

イ. 商工会、自身の事業継続計画の作成

- ・ 当会は、令和2年12月までに事業継続計画を策定する予定。

ウ. 関係団体との連携

- ・ 提携予定先である東京海上日動火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスターの掲示や、セミナー等の共催依頼を行う。

エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認（年1回実施）

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自データ)	策定件数					フォローアップ回数				
			R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6
製造業	2	2	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0
建設業	9	9	1	0	1	0	1	1	0	1	0	1
小売業 卸売業	21	18	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
飲食店 宿泊業	27	27	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
サービス業 その他	23	22	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	82	78	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4

※ 真狩村事業継続力強化支援計画評価委員会において、状況確認や改善点等について協議する。（年1回開催）

オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、真狩村地域防災計画をもとに連絡ルートの確認等を行う。

実施時期	真狩村交流プラザ防災訓練と併せて実施（年1回）
訓練内容	発災後の指示命令系統並びに連絡体制・手段等の確認
訓練連携先	真狩村総務企画課商工観光係

カ. 発災時における被害状況報告基準について

- ・被害状況に係る報告基準（合計並びに建物、設備、商品等の算定方法）については、予め真狩村総務企画課と協議の上作成する。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保とともに人命救助が第一である。その上で、下記の手順で地域内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に携帯電話等を利用して、職員とその家族の安否確認を行う。
- ・安否確認後、大まかな被害状況や業務従事の可否等を、当会と真狩村で共有する。

イ. 応急対策の方針決定

- ・当会と真狩村の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員自身が目視で命の危険を感じる状況の場合には、出動せず、職員自身がまず安全確保をし、警報等の解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により、応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報を共有する。

・ 配備体制及び被害規模の目安は次のとおりとする。

種別	配備の時期	配備要員
出勤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 真狩村内に震度 6 弱以上の地震が発生したとき</li> <li>・ 広域災害の発生や甚大な被害が想定される時</li> <li>・ 気象特別警報が発令されたとき</li> </ul>	全職員
警戒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 真狩村内に震度 5 弱または 5 強の地震が発生したとき</li> <li>・ 局地的な災害が発生（予想）したとき</li> </ul>	経営指導員 補助員
準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 真狩村内に震度 4 の地震が発生したとき</li> <li>・ 防災気象情報が発令され、災害が発生（予想）したとき</li> </ul>	経営指導員 補助員

・ 本計画により、当会と真狩村は、以下の間隔で被害情報等を共有する。

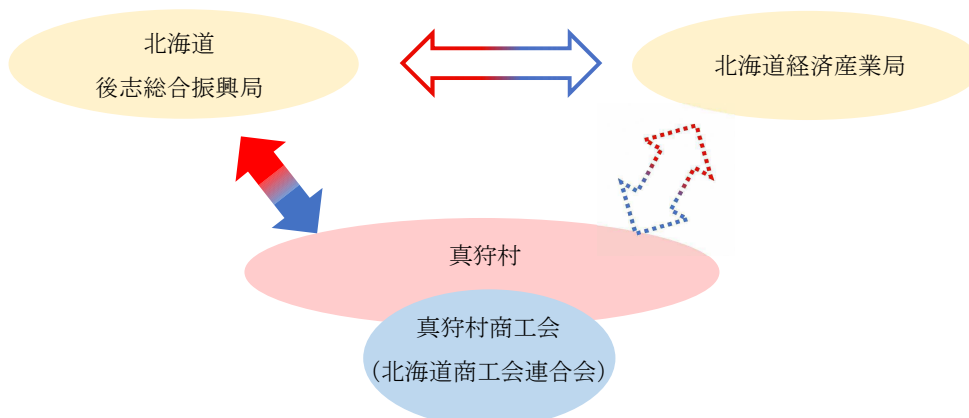
発災後～1 週間	1 日に 3 回共有する。
1 週間～2 週間	1 日に 2 回共有する。
2 週間～1 ヶ月	1 日に 1 回共有する。
1 ヶ月以降	2 日に 1 回共有する。

### (3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて定める。
- ・ 当会と真狩村は被害状況の確認方法や被害額（合計並びに建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会と真狩村が共有した情報を、北海道の災害情報等報告取扱要領で指定する方法にて報告するほか、別途指示があった方法にて報告する。
- ・ 被害状況確認報告書様式

事業所名	住所	業種	被害額	被害状況（建物・設備・商品等詳細に記載）
1				
2				
3				

#### 災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、真狩村と相談する。(当会は、国や北海道の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や北海道、真狩村等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・損害保険並びに各種給付金、補助金制度等の申請手続き支援を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・真狩村の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を、北海道や北海道商工会連合会等に相談する。

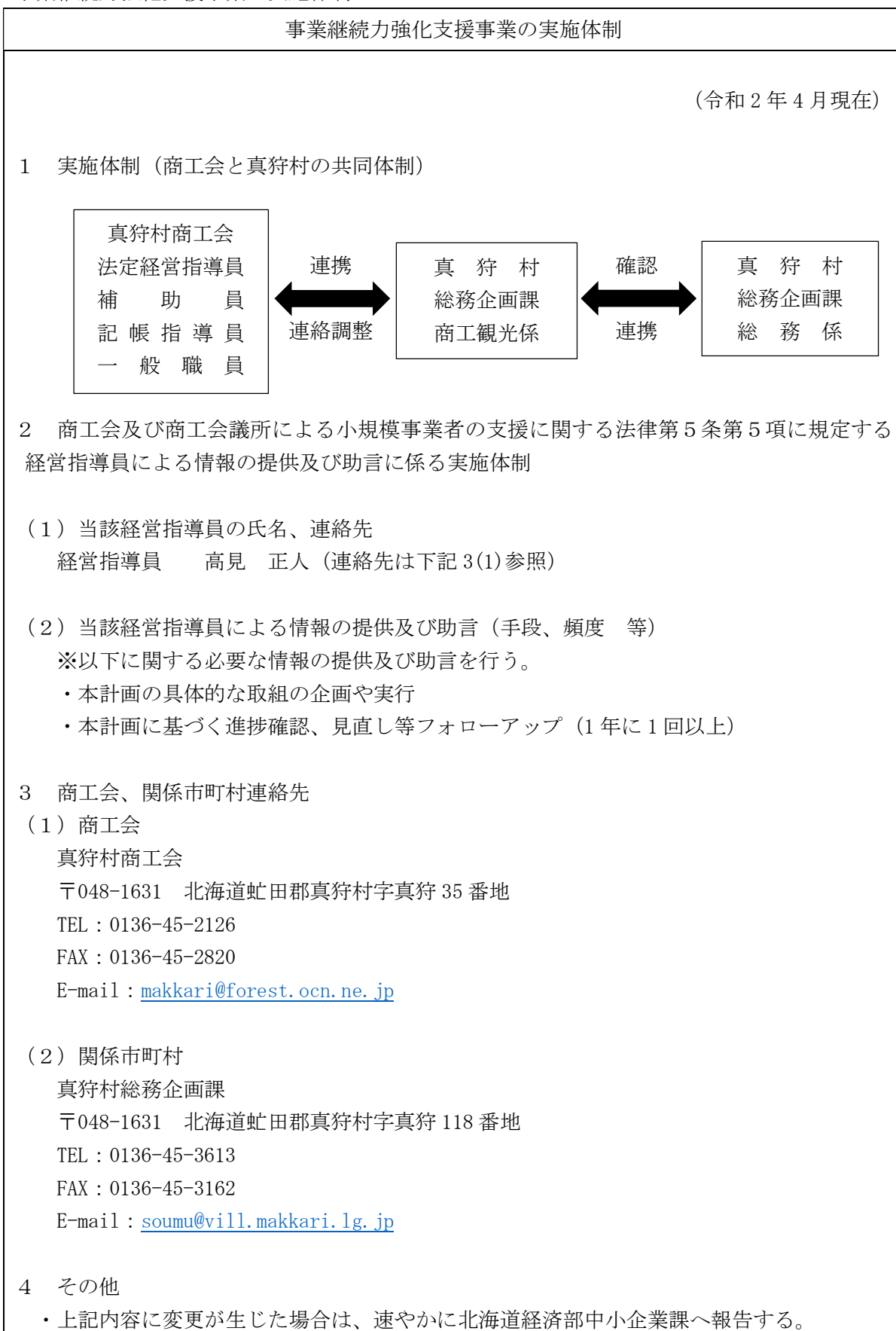
(6) その他

- ・本計画は、真狩村商工会及び真狩村のホームページ及び広報誌や各種会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。



(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1 必要な資金の額

(単位 千円)

年度 項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	350	350	350	350	350
専門家派遣費	200	200	200	200	200
セミナー開催費	100	100	100	100	100
チラシ等作成費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

2 調達方法

調達方法
会費収入、真狩村補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。